

改正

平成21年7月3日条例第17号

平成21年8月31日条例第90号

平成23年3月31日条例第11号

平成25年3月22日条例第26号

平成25年6月28日条例第39号

平成30年2月26日条例第10号

令和2年12月18日条例第56号

気仙沼市企業立地奨励条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業の育成と誘致に必要な奨励措置等を講ずることにより産業の振興と雇用の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供する施設で規則で定めるものをいう。
- (2) 新設 市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置し、又は市内に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事業所を市内に設置することをいう。
- (3) 増設 市内に事業所を有する者が事業所を拡張（設備投資を含む。）し、又は既存の事業所のほか、市内に新たに事業所を設置することをいう。
- (4) 企業者 事業所の新設又は増設（以下「立地」という。）を行う者（気仙沼市暴力団排除条例（平成25年気仙沼市条例第39号）第2条第4号に規定するものを除く。）をいう。
- (5) 固定資産 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に定める家屋及び同条第4号に定める償却資産で、事業の用に直接供されるものをいう。
- (6) 地元従業員 立地に伴い、本市に住所を有する者から新たに常時使用する従業員として雇用された者をいう。
- (7) 固定資産税 気仙沼市市税条例（平成18年気仙沼市条例第70号）に基づき本市が企業者に対して課する固定資産税をいう。

(便宜の供与)

第3条 市長は、企業者に対して必要に応じ、次に掲げる便宜を供与することができる。

- (1) 立地に必要な情報及び資料の提供
- (2) 事業所用地のあっせん
- (3) 従業員の確保に関する協力
- (4) その他市長が必要と認める事項

(奨励措置)

第4条 市長は、企業者に対して、次に掲げる奨励金又は補助金（以下「奨励金等」という。）を交付することができる。

- (1) 立地奨励金
- (2) 雇用奨励金
- (3) 用地取得補助金
- (4) 緑化推進補助金

(立地奨励金)

第5条 立地奨励金は、立地に係る固定資産の取得価額が1,000万円以上である企業者に対して交付することができる。

- 2 立地奨励金の交付額は、立地した事業所が営業を開始した日（増設の場合は、増設が完了した日。以下「営業開始日」という。）以後、最初に固定資産税を課する年度から起算して5年度（以下「交付対象期間」という。）における立地に係る固定資産及び事業所の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して3年以内に当該土地を敷地とする当該事業所の建設の着手がなされた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税相当額とする。ただし、交付対象期間内における各年度の固定資産税が納期限内に完納できなかったときは、当該固定資産税相当額を控除するものとする。

(他条例との関係)

第5条の2 地域経済牽(けん)引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定する対象施設を設置した事業者については、気仙沼市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年気仙沼市条例第18号。以下「課税免除条例」という。）の適用を優先する。この場合において、前条第2項の規定による立地奨励金の額が、課税免除条例の規定により免除される固定資産税の額を超えるときは、当該超過額を限度として立地奨励金を交付することができる。

るものとする。

(雇用奨励金)

第6条 雇用奨励金は、次の各号のいずれかに掲げる要件に該当する企業者に対して交付することができる。

(1) 新設の場合 立地に係る固定資産及び事業所の敷地である土地（以下「投下固定資産」という。）の取得価額が3,000万円以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が10人以上であること。

(2) 増設の場合 投下固定資産の取得価額が2,000万円以上で、かつ、営業開始日において地元従業員が5人以上であること。

2 雇用奨励金の交付額は、営業開始日後1年を経過した日から起算して3年間に引き続き1年以上雇用している地元従業員の人数に20万円を乗じて得た額とする。ただし、既に交付した雇用奨励金に係る地元従業員の人数を控除するものとする。

(用地取得補助金)

第7条 用地取得補助金は、次の各号のいずれかに掲げる要件に該当する企業者に対して交付することができる。

(1) 新設の場合 立地に係る土地（その取得の日の翌日から起算して3年以内に事業所の建設の着手がなされた場合における当該土地に限る。次号において同じ。）の取得価額が5,000万円以上又は取得面積が3,000平方メートル以上であること。

(2) 増設の場合 立地に係る土地の取得価額が3,000万円以上又は取得面積が1,000平方メートル以上であること。

2 用地取得補助金の交付額は、立地に係る土地のうち事業所の敷地である土地の取得価額に100分の25を乗じて得た額（その額が1億円を超えるときは、1億円。次項において同じ。）とする。

3 前項の場合において、国、本市、他の地方公共団体その他公共的団体から補助金、奨励金その他これらに類するもの（以下この項において「補助金等」という。）が交付され、又は交付の対象となるときは、土地の取得価額から当該補助金等の額を控除した額に100分の25を乗じて得た額とする。

(緑化推進補助金)

第8条 緑化推進補助金は、次の各号のいずれにも該当する企業者に対して交付することができる。

(1) 立地に係る土地（その取得の日の翌日から起算して3年以内に事業所の建設の着手がなされた場合における当該土地に限る。次号において同じ。）の取得面積が3,000平方メートル以上

であること。

(2) 立地に係る土地を取得した日の翌日から起算して5年以内に当該土地の10パーセント以上の緑化を行ったものであること。

2 緑化推進補助金の交付額は、緑化に要した経費に100分の30を乗じて得た額（その額が200万円を超えるときは、200万円）とする。

(端数計算)

第9条 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(指定の申請)

第10条 第4条各号に掲げる奨励金等の交付を受けようとする企業者は、市長に指定企業者の申請を行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項に規定する要件に該当すると認められる企業者を指定企業者として指定する。

3 前項の指定をする場合において市長が必要と認めるときは、当該指定に条件を付することができる。

(交付の申請)

第11条 第4条各号に掲げる奨励金等は、指定企業者の申請に基づき交付するものとする。

(地位の承継)

第12条 指定企業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に掲げる者が市長の承認を受けたときは、当該指定企業者の地位を承継する。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 合併により設立された法人

(3) 営業を譲渡した場合 その譲受人

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定企業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は既に交付した奨励金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 指定の要件に該当しなくなったとき。

(2) 指定に付された条件に違反したとき。

(3) 営業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 市税を滞納したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

(6) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(報告及び調査)

第14条 市長は、指定企業者に対して営業、雇用状況等に係る報告若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の気仙沼市企業立地奨励条例（昭和61年気仙沼市条例第23号）又は唐桑町企業立地奨励条例（平成15年唐桑町条例第8号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により指定を受けた企業者に係る奨励措置については、なお合併前の条例の例による。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(本吉町の編入に伴う経過措置)

4 本吉町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の本吉町企業立地奨励条例（平成9年本吉町条例第3号。以下「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

5 編入日の前日までに、編入前の条例の規定により指定を受けた企業者に係る奨励措置については、なお編入前の条例の例による。

(東日本大震災による被災企業者に対する適用)

6 市内の事業所が東日本大震災により被災し、当該被災した事業所における事業の継続が困難となった企業者に対するこの条例の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第2号	市内に事業所を有しない者が市内に新たに事業所を設置し、又は市内に事業所を有する者	市内の事業所が東日本大震災により被災し、当該事業所における事業の継続が困難となった者
--------	--	--

第2条第3号	設置することをいう。	設置することをいう。ただし、東日本大震災により被災した日の前日における投下固定資産又は当該投下固定資産に相当する部分を除く。
第6条第2項	地元従業員の人数	地元従業員の人数（東日本大震災により被災した日の前日において雇用していた地元従業員の人数を控除して得た人数とする。）
第7条第1項第2号	立地に係る土地	立地に係る土地（東日本大震災により被災した日の前日における当該被災した事業所の立地に係る土地又は当該土地に相当する部分を除く。）
第7条第2項	立地に係る土地のうち事業所の敷地である土地	立地に係る土地のうち事業所の敷地である土地（東日本大震災により被災した日の前日における当該被災した事業所の敷地である土地又は当該土地に相当する部分を除く。）

附 則（平成21年7月3日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月31日条例第90号）

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の気仙沼市企業立地奨励条例の規定により指定を受けた企業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月22日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の気仙沼市企業立地奨

励条例（第3項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成23年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、改正前の気仙沼市企業立地奨励条例（次項において「改正前の条例」という。）の規定により指定を受けた企業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年6月28日条例第39号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成30年2月26日条例第10号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月18日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。